

令和8年度第1回磐田市認知症施策推進協議会議事録

日時：令和8年7月30日（木） 午後7時45分～8時30分

場所：磐田市立総合病院 本館 2階講堂

出席：委員 11名

事務局（福祉政策課長、地域包括ケア推進グループ長・グループ員）

1 開会

○事務局：本日はお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。ただいまから、令和8年度磐田市認知症施策推進協議会を開催いたします。

2 委嘱状交付

○事務局：本協議会は、磐田市の認知症施策の推進にあたりまして、関係者の皆様のご意見を賜り、より良い施策の推進を図るために設置させていただいております。各団体から選出させていただいた方々で構成されており、委員の任期は2年となっています。

今年度は、委員の改選の年となり、改めて11名の皆様方に委員を委嘱、任命させていただきます。

3 課長挨拶

○事務局：それでは、福祉政策課長よりご挨拶申し上げます。

○課長：皆さんこんばんは。2040年に向けて高齢者が増加する中、認知症の症状により、普段の生活に困難をきたす方が今後も増加するものと考えられています。

その方たちにいかに地域の中で、その方の尊厳を保ちながら生活していただくかというのが市の政策としても重要な点になってくるかなというふうに思っています。

なかなか認知症の方は最後まで家ではなかなか難しい面もありますが、できるだけ長く、地域の方と一緒に家で家族と一緒に育ってきた場所で暮らし続けるように、市としても努力をしていきたいと思っている中で、今年度からは、認知症の方にやさしいお店認定制度を始めさせていただいています。

この制度は、見守りネットワーク事業として新聞屋、郵便局等が行っている見守りネットワーク事業について協定を結んでいただいている事業者でかつ、店舗や事業所に勤務する従業員の3分の1以上が認知症サポーター養成講座を受講している等の条件を満たした事業者を市として、認知症の人にやさしいお店として認証するものになって

います。

4月から始めた事業ですが、現時点では浜松いわた信用金庫の磐田市内店舗を認定しています、市としてこの認定店を増やすことで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち作りを進めていきたいと考えているところです。

本日の議題にもなっていますが、国の共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたことによりまして、市でも計画を作ることが努力義務とされていますので、今年度、認知症政策推進計画というものを市としても作成する、策定していこうというふうなことでなっていますので、本日の会議を通しまして、皆様のご意見であったりとかアドバイスであったりとかっていうことをお聞かせいただければなというふうに思っておりますので、限られた時間ではありますけれども、いろいろなご意見をいただけたらなというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

4 会長・副会長選出

委員の互選により、会長、副会長各2名選出。

5 会長挨拶

○事務局：それでは会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長：お疲れのところありがとうございます。この度、磐田市認知症政策推進協議会の会長ということを拝命いたしました。

内科ですので、高齢の方、認知症患者の方とも接する機会も多いです。

クリニックなのでMRI、CTはなく、認知症の患者さんには長谷川式をやらしてもらって、血液検査とか、甲状腺の異常がない確認をして、アルツハイマー型認知症のときには、認知症疾患センターの紹介をするだとか、もちろん患者さんのご家族とか患者さん自身が拒否反応が強い場合は、診断をして、治療をスタートすることもよくあるところで、あとは患者さんも介護保険の申請のために介護保険主治医意見書を作成したり、全く関わりのなかった人で、問題がある場合は地域包括支援センターに連絡し、介入の相談をするそんなことをやってるところです。

そういう問題行動がある患者さんについては、本来は使わない方がいいでしょうけれどもいわゆる向精神薬なんかを利用して、行動を少し抑えられるようなことを手伝ったりもしております。ただ認識として認知症が治るか治らんかといったら治らないので、治らんなら、どのようにしていけばいいのかって言ったら、お医者さんがお薬を出してどうにかするっていうよりかは生活環境を整えてあげる方がこの患者さんにとってはいいんだろうなといつも思って、そのためには何が必要なのって言ったらやっぱり介護とか、あと行政の福祉サービスとか、患者さんに関わる周囲の人々への啓

蒙、サポート、アドバイスをを行う、こういう会議で市の施策を考えて、何かやってくれるのであれば、我々が知恵を出して、アドバイスして、そういう認知症の患者さんと認知症の患者さんの家族が生きやすい、生活しやすい、この磐田市を作るようにするにはどうするのかな、皆さん意見を伺って、それが反映できればいいなというふうに感じます。私の会長の挨拶とさせていただきます。

○事務局：ありがとうございました。ここで出席者数の報告をさせていただきます。本日は、委員の皆様全員がご出席されておりますので、会議が成立していることを報告いたします。ここからは議事の進行を会長の方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

5 議事

○会長：それでは、次第に従って議事を進めます。

最初に「(1) 令和8年度 of 取組みについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは事務局から説明させていただきます。皆様に事前に送付いたしました資料「令和8年度 of 取組み」をご覧ください。まず、認知症 of 理解を深めるための普及啓発 of 推進についてです。

1 つめの認知症サポーター養成講座については、昨年度から引き続きサロンや自治会、小中学校等へ出前講座を実施していきます。企業に対しても認知症サポーター養成講座を推進し認知症 of 正しい理解を深めていきたいと考えています。また、市民の方が一人で講座参加を希望した場合に受講できるよう、8月18日、9月9日、1月23日 of 3回講座を開催する予定です。2 つ目は、認知症地域支援推進員 of 配置についてです。令和8年3月末現在10名の推進員が包括支援センターに配置されています。今年度は新たに2名が研修を受講し、今年度末までには12名の配置予定となっています。次に認知症 of 理解促進に向けた地域での普及啓発事業についてです。認知症フォーラムは各包括圏域ごと開催予定となっておりますが、資料に記載したものとしましては、中泉地区認知症フォーラムとして、若年性認知症と診断された丹野智文さんの講演会と丹野さんの実話をもとにした映画「オレンジランプ」 of 上映や南部地区認知症フォーラムとして、静岡県希望大使 of 内山満さんの講演会を開催する予定です。認知症カフェについては市内各地で計33回開催予定です。9月 of 認知症月間では、本庁舎、にこっと、iプラザでの展示 of のほか市内全ての図書館でも展示を企画しています。また、ライトアップについては9/21 of 世界アルツハイマーデーに合わせて、今之浦公園 of ライトアップ、かたりあでは9/15～9/21までオレンジ色にライトアップする予定です。

次に（2）認知症 of 進行段階に合わせた医療・介護 of 提供についてです。今年度も認知症疾患医療センターと市内 of 認知症サポート医 of 先生との連携を推進していきたい

と考えています。10/29には認知症疾患センターの医師、認知症サポート医と認知症地域支援推進員との交流会を予定しています。また、南部包括支援センターでは今年からすずかけヘルスケアホスピタルと共催によりMCIの方を対象とした交流会の開催を予定しています。その他、いわた認知症ハンドブックや認知症安心ガイドについては引き続き活用していきます。

次に（３）認知症予防の推進についてです。認知機能の維持向上には人との交流が大切なため、いきいき百歳体操やシニアクラブ、高齢者サロンなど通いの場への参加を促していきます。また、高齢者の仲間づくりや世代を超えた交流による介護予防を目的としてテレビゲーム機材を活用した体験会や交流サポーターの養成を実施していきます。３ページ目に移ります。認知症の人とその家族への支援についてです。若年性認知症当事者、家族の交流の場の提供として、昨年度は10月、2月に若年性認知症家族交流会を開催しました。認知症地域支援推進員と連携を図りながら開催をしましたが、参加者からは本人と離れて、家族だけで話せる場はすごく大切だと感じるのご意見もあり、市としても家族同士で気持ちの共有をしたり、分かち合える場の必要性を感じていますので今年度についても開催を計画していきたいと考えています。

続きまして、（２）認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進です。今年度から、「認知症の人にやさしいお店・事業所」の認定制度を開始しました。認知症サポーター養成講座の受講など認証要件を満たしたお店・事業所を認証し、右写真にあります「認知症のシンボルカラーの「オレンジ」を基調とした認証ステッカー」を交付しています。

最後に、認知症施策推進計画の策定についてです。この後の議事の２つ目で詳しく説明させていただきますが、今年が認知症施策推進計画の策定年となっております。令和9年度から3年間を計画期間として「第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」に推進計画を位置づけます。以上が令和8年度の主な取組みになります。今後の施策推進にあたっては、皆様からのご意見を伺いながら、よりよい取組みにつなげていけたらと考えています。以上で事務局からの説明を終わります。

○会長：今の事務局からの説明につきまして質問意見などがございましたらご発言の方をよろしくお願いします。

○会長：認知症の人に優しいお店の事業所は浜松いわた信用金庫の磐田市内の支店が11店舗ということですか。

○事務局：ありがとうございます。浜松いわた信用金庫の市内店舗が11店舗ありまして、まとめて申請いただきました。

以前から新採用職員に対して研修の中で、認知症サポーター養成講座をやっております。

したので、比較的職員さんの中でもサポーターになっている方が相当数いらっしゃるって、申請に繋がりがやすかったという背景があります。

現在は浜松いわた信用金庫11店舗ですが、市内郵便局の局長さんたちに対しても、サポーター養成講座を実施いたしました。今後そちらの方からの申請が出てくるのではないかと、それから個人で参加したい方に対して集合型講座というものを、昨年度から実施しています。市内の個人商店の方が興味を持って、お申し込みをいただいていますので、段々とそういった生活に密着したようなお店から申請があって、優しいお店が広がっていくといいなというふうに考えております。以上です。

○会長：以前に聞いたときは、ドラッグストアが入るんじゃないかみたいなことを聞いていましたが、依頼はなかったですね。

○事務局：今のところ現状出てないので、本当にそういった買い物ができるところが入っていただきたいなっていう思いはあります。

○会長：他は何かご意見ありますか。

○会長：では、議事「(2) 磐田市認知症施策推進計画（案）の策定について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：それでは事務局から説明させていただきます。皆様に事前に送付いたしました資料2「磐田市認知症施策推進計画（案）の策定について」をご覧ください。計画策定の趣旨と策定方法、策定にあたっての基本的な考え方、そして策定までのスケジュールを共有し、皆様にもご意見を伺いたと思います。計画策定の趣旨についてですが、令和6年1月に認知症基本法が施行されて、国は認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画を策定しました。この認知症基本法では、国の基本計画を基本としつつ、地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。本市においても、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「新しい認知症観」に基づく施策の展開を行うため仮称、磐田市認知症施策推進計画を策定します。次に計画の策定方法です。高齢化が進み、認知症は多くの高齢者とそのご家族にとって身近な課題となっています。認知症になっても安心して暮らせる地域社会を築くことは、すべての高齢者が自分らしく生活を送るための基盤となる重要な施策です。そこで予防から医療・介護、生活支援、社会参加に至るまで、高齢者施策全般と切り離せない密接な関わりを持つ認知症施策推進計画を、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改定に合わせて統合する形で一体的に策定し、施策の整合性と効果的な取組みを推進します。3つ目に策定にあたっての基本的な考え方、基本施策になります。基本的な考え方は記載の以下の3点です。まずは、「新しい認知症観」に立つと

いう考え方です。認知症になっても、認知症と共に希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」の考え方を基本に、その人らしく暮らし続けることができることを目指します。次に認知症の人や家族等の声を大切にするという考え方です。認知症の人や家族の視点を起点とし、支えられる人ではなく、地域の一員としてできることを活かしながら暮らすことができることを目指します。3つめは地域全体で支える仕組みづくりです。市民・事業者・支援機関・行政の共創により、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指します。次のページには認知症基本法において地方公共団体に求められている基本的施策8項目を参考に載せてあります。計画の期間は令和9年度から11年度の3年間となります。

最後に策定スケジュールは記載のとおりですが、本日の第1回認知症施策推進協議会にて、計画の位置付けとスケジュールについて説明させていただいております。今後11月に開催予定の第4回介護保険運営協議会へ計画案を提出し12月には、広報紙、ホームページでパブリックコメントを実施します。計画の最終案は1月に開催予定の第5回介護保険運営協議会にて提出するスケジュールとなっております。皆さまからのご意見を伺い、計画に反映できるよう進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で事務局からの説明を終わります。

○会長：ありがとうございます。事務局からの説明に関して令和8年度の取り組み、あるいは計画策定に関する内容というご説明でご質問や意見、提案などございましたら発言いただければと思います。

○委員：計画について提案したいと思います。今日市民の代表として、チームオレンジの方が一緒に来てくださっているんですけども、チームオレンジの方と専門職と一緒に、認知症サポーター養成講座という認知症の啓発のための講座を実施しています。認知症サポーター養成講座を講師として実施してくださるキャラバンメイトを大勢養成してくださっているんですけども、日頃ちょっと感じていることはキャラバンメイトの方のスキルアップのための研修というのが今実施されていないというところが非常に気にかかっています。専門職は、今日、認知症疾患センターから説明があったように専門職向けの研修っていうのを企画してくださっていますが、そういった一般市民の方への認知症サポーター養成講座を実施するキャラバンメイトさん達に向けた研修というものがないことに非常に残念に感じているので、計画の中に盛り込んでいただけると更に啓発が進むのではないかと思います。

○会長：ありがとうございます。市の方で考えていただけますとよいのではないのでしょうか。それではどうぞ。

○委員：キャラバンメイトさんのスキルアップという話がありましたが、私も初期集

中支援チームのことを調べているんですけれども、初期集中支援チームがとても活発に活動している地域って、キャラバンメイトの方がさらにスキルアップして、地域ですごく活躍しているっていうケースがある。そういうところにも繋げていってほしいなっていうことと、あと認知症施策に入れることなのかどうか私はちょっとわからないんですが、熊本でも震災があったんですが、震災時にですね一人暮らしの認知症の人が避難所でBPSDを強く発症して、そこにいれなくなるという事例は、東北でもありましたし、能登でもあったんですね。それでBPSDが強くなった状態では認知症が悪化しても戻らないっていうケースが結構出てきていて、行き場もないんですね。夜中に徘徊したり大きな声を上げたりして、もう家に帰ることになる。結局、福祉避難所もこれは機能しないっていう、普段の認知症の人、MCIの人もそういう状態になるといわれてますので、一人暮らしの認知症の方は、どこに行ったらいいとか、どのように支援を受けたらいいのかとか、この計画に入れていくことがいいのかはわからないですけど、どこかに反映させていただければいいかなと思っています。以上です。

○会長：災害時の認知症対策ということですね。今年は防災の大きい訓練が磐田市でも行われますので含めてご検討いただければと思いますが、他はどうでしょうか。

○委員：例えば精神病院協会を通してそういう保護者がいない市長同意での一時的な医療保護入院とか、治療するとかそういう方法もあるかと、施設では無理、避難所も無理だということになればそういう方法もあると思います。

○会長：災害時は入院させてもらえるんですか。

○委員：建物が生きていれば。あと、建物があって病院機能が生きていれば多分できると思います。

○会長：それというのは、本人が望まない医療保護入院ということですか？

○委員：保護者がいないということで、市長同意をしていただいて、医療保護入院。普通だと保護者、いわゆる家族などの三親等以内の同意に基づいた入院になるがそういう方がいない場合はできます。また身元不明な場合は、応急入院っていう入院できる指定を受けた病院でないとできないんですけど。

○委員：DPATですとか避難所とかですね。災害時にそういうことであればかなりやりやすいかと思います。

○委員：かかりつけ医がそういうことを認識していれば、指示とか直接お願いするといえるのではないかなと思います。

○会長：ぜひよろしくお願いします。他にはございますか。

では以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。進行を事務局の方にお返しいたします。

○事務局：ありがとうございました。災害の件は、この計画に盛り込むのはちょっと難しいのかなとは思っておりますが、今年度、市では計画の策定が重なっていました、市の最上位計画である総合計画も策定を進めているところです。介護保険事業計画の上位計画になる地域福祉計画も策定を進めているところです。掲載できる計画に、そういったところに盛り込んでいきたいと思っております。また、今のキャラバンメイトの件についても、せっかくいただいたご意見ですので、検討していきたいと思います。

それでは、以上をもちまして令和8年度磐田市認知症施策推進協議会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。